平成２５年（フ）第２４号
横浜市南区吉野町５―22―10―702、住民票上の住所横浜市南区宿町２丁目45番地　蒔田レジデンス206号
債務者　宮本　　彩
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若林　豪史
4　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月22日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８３号
広島市中区吉島西１丁目17番31―101号
債務者　鐵石　勝徳
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　文治
4　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２６６号
広島市南区東雲２丁目18番23―304号
債務者　柴田　充祥
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　康朗
4　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３号
広島県東広島市志和町七条椛坂1269番地１
債務者　木原　幹男
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幟立　廣幸
4　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１号
宮崎市鶴島１丁目10番12号　コージーマンション鶴島Ⅰ―202号
債務者　藤田　友和
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　郷　　俊介
4　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６０号
大阪市淀川区東三国３―11―23　リエート東三国1008、住民票上の住所大阪市淀川区宮原２丁目１番23―605号
債務者　基山　孝行
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　健治
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１号
宮城県石巻市山下町２丁目５番４号
債務者　阿部　榮子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
岐阜県大垣市赤坂町100番地３
債務者　田中　淳一
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
岐阜県大垣市赤坂町100番地３
債務者　田中あさ子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３号
岐阜県大垣市大島町２丁目170番地１　ファミールオガワＢ号棟102号室
債務者　棚橋　博明
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
愛知県岡崎市日名西町10番地２　イーストパーク佐野Ａ―207、前住所愛知県安城市今池町３丁目11番51号
債務者　浜口　進一
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５号
群馬県高崎市中泉町512番地３
債務者　村井田陽子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第７号
群馬県富岡市神農原160番地２　ニュープレミール105
債務者　工藤　明美
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２号
長崎県五島市松山町499番地21
債務者　谷内　　光
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第６９９号
埼玉県越谷市宮前１丁目４番地13　アブニールⅡ105号、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野４丁目３番地22
債務者　戸祭　裕和
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係